

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	特定施設の規制対象要件緩和	
規制の区分	緩和	
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	
評価実施時期	令和3（2021）年11月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）では、コンプレッサーについて、著しい騒音、振動を発生する特定施設に該当するものとして、原動機の定格出力の大きさが7.5kW以上の機器を一律に規制対象として定め、設置届出、規制基準値の遵守等の規制を行ってきた。</p> <p>一方で、今般、長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされた。</p> <p>これを踏まえ、環境省において有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」を設置し、コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討を進めてきた。その結果、定格出力が7.5kW以上のコンプレッサーであっても、低騒音・低振動の機器が一定数存在することが明らかとなった一方で、依然として定格出力7.5kW以上のコンプレッサーの多くが規制対象とすべき大きさの騒音・振動を発生させていることも改めて確認された。</p> <p>このことを踏まえ、規制緩和の手法を検討し、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との報告がとりまとめられた。</p> <p>今回の改正は、これらの背景を踏まえ、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）及び振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）の改正を行うものである。</p>	
想定される代替案	無し	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	今回の改正では、これまで規制対象となっていた機器のうち、低騒音・低振動型の機器が規制対象外となるため、遵守費用は発生しない。	—
行政費用	全国の地方自治体においては、騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となるコンプレッサーに対して、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。また、国においては、低騒音・低振動型のコンプレッサーを対象	—

	<p>に、規制対象外とすることが妥当か厳格な審査を実施していく必要がある。</p> <p><地方自治体における検討に要する負担> 規制対象外となるコンプレッサーに対して、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討を要する自治体を例えば100自治体と仮定すると、下記のとおり。 100自治体×50時間^{※1}×2,600円^{※2}=1,300万円 ※1 1自治体につき、50時間の対応を求められるものと仮定。 ※2 時給=(地方交付税関係参考資料(令和3年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価)5,388,270円÷(8時間×5日×52週)=2,600円。以下の人件費においても同数値を用いるものとする。</p> <p><環境省における審査に要する負担> 審査対象となるコンプレッサーを例えば10機種と仮定すると、下記のとおり(ただし、今後の新規製品の開発状況次第では、審査対象となる機種数が大きく変動することも十分想定される)。 10機種×5時間^{※3}×2,600円=13万円 ※3 1機種につき、5時間の審査を要するものと仮定。</p>	
直接的な効果(便益)の把握	—	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	全国の地方自治体においては、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。	—
費用と効果(便益)の関係	—	
その他の関連事項	<p>本規制については、有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」において、特定施設のうちコンプレッサーに係る規制対象要件について議論した結果に基づいて検討している。</p> <p>○参考WEB：http://www.env.go.jp/press/109894.html</p>	
事後評価の実	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。	

施時期等	
備考	